

防大総第273号

平成15年3月11日

各 部 長  
学術情報センター長 殿  
各 学 群 長

防衛大学校長

自衛官の部外における運動競技会等への公務での参加について

(通達)

改正 平成19年1月9日防大総7号

標記について、別添により実施されたい。

なお、防衛大臣の承認が必要な場合は速やかに別紙様式「承認申請書」を総務課へ提出するものとする。

添付書類 : 1 別紙様式「承認申請書」  
2 防人教第1135号(15.2.19)  
3 人教第1136号(15.2.19)

## 承認申請書

年 月 日

下記のとおり部外における運動競技会等に参加させたいので、申請する。

## 記

競技会名		
主催者名		
期 間		
場 所		
参 加 者	所 属	
	階 級	
	氏 名	
	年 齢	
	区 分	
備 考		

## 記 載 要 領

- 1 「区分」の欄には、監督、コーチの別等を記入する。
- 2 「備考」の欄には、参加経費、参加に係る参考事項（参加者の構成、行動予定等）等を記入する。  
なお、記3なお書による承認を得る場合は、参加させる理由を当欄に記入する。

防人教第 1 1 3 5 号  
平成 1 5 年 2 月 1 9 日

長官官房長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
統合幕僚会議事務局長 殿  
情報本部長  
技術研究本部長  
契約本部長  
防衛施設庁長官

事務次官

自衛官の部外における運動競技会等への公務での参加について（通達）

標記について、下記によることとされたので遺憾のないよう期されたい。

なお、「部外における運動競技会等への参加について（通達）（防教教第 3036 号。6 2 . 6 . 1 2）」は、廃止する。

#### 記

1 内部部局、施設等機関、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、統合幕僚会議、事務局、情報本部、統合幕僚学校、技術研究本部若しくは契約本部又は防衛施設庁（以下「機関等」という。）の長（内部部局にあつては長官官房長、陸上自衛隊にあつては陸上幕僚長、海上自衛隊にあつては海上幕僚長、航空自衛隊にあつては航空幕僚長、統合幕僚学校にあつては統合幕僚会議事務局長をいう。以下同じ。）は、当該機関等に勤務する自衛官の次に掲げる運動競技会への参加について、別紙様式により防衛庁長官の承認を受けるものとする。

- (1) オリンピック競技大会
- (2) アジア競技会
- (3) 国際対抗競技会（国内で行われる運動競技会を除く。）
- (4) 種目別世界選手権大会

2 機関等の長は、当該機関等に勤務する自衛官の次に掲げる運動競技会等への参加については、それらの目的、性格及び規模等を勘案し、技能の向上、体育の振興、広報上の効果及び隊務に与える影響等を総合的に判断して参加させることができる。

ただし、自衛隊体育学校の特別体育課程学生に係る運動競技会等への参加については、この項の規定にかかわらず陸上幕僚長の定めるところによる。

- (1) 国内で行われる国際対抗競技会
- (2) 種目別全日本選手権大会
- (3) 国民体育大会
- (4) 前各号に定めるもののほか全国的規模の競技団体が主催する競技会

(5) 全国的規模の競技団体が1及び2(1)に掲げる運動競技会に関し、又は都道府県が国民体育大会における射撃競技に関し、それぞれ主催する予選会又は勉強合宿

3 前各項に掲げる運動競技会等への参加種目は、体育訓練の種目等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第87号）別表に掲げる種目又は自衛隊体育学校における教育訓練に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第8号）第6条第2項の規定に基づき設置される課程において実施する種目又は第7条第2項若しくは第3項に定める種目とする。

なお、当該参加種目以外の種目に係る運動競技会等への参加については、あらかじめ機関等の長は、別紙様式により申請し、防衛庁長官の承認を得なければならない。

4 この通達の運用に関し必要な事項は、人事教育局長が定める。

添付書類：別紙様式

## 承認申請書

文 書 番 号  
年 月 日

防 衛 庁 長 官 殿

(申請者)  
官 職 印

下記のとおり部外における運動競技会等に参加させたいので、申請する。

## 記

競 技 会 名		
主 催 者 名		
期 間		
場 所		
参 加 者	所 属	
	階 級	
	氏 名	
	年 齢	
	区 分	
備 考		

## 記 載 要 領

- 1 「区分」の欄には、監督、コーチの別等を記入する。
- 2 「備考」の欄には、参加経費、参加に係る参考事項（参加者の構成、行動予定等）等を記入する。  
なお、記3なお書による承認を得る場合は、参加させる理由を当欄に記入する。

人教第 1 1 3 6 号

平成 1 5 年 2 月 1 9 日

長官官房長

施設等機関の長

各幕僚長

統合幕僚会議事務局長 殿

情報本部長

技術研究本部長

契約本部長

防衛施設庁長官

人事教育局長

「自衛官の部外における運動競技会等への公務での参加について」  
に係る運用について（通知）

「自衛官の部外における運動競技会等への公務での参加について」（防人教第 1 1 3 5 号。1 5. 2. 1 9。以下「次官通達」という。）の運用にあたっては、当分の間、下記により実施することとされたい。

なお、「部外における運動競技会等への参加について」に係る運用について」（人教第 9 7 0 6 号。1 3. 1 2. 2 8）は、廃止する。

記

- 1 次官通達記の 2 (4) の「全国的規模の競技団体が主催する競技会」は、別紙に記載する競技会とする。
- 2 次官通達記の 3 なお書の「運動競技会等」は、オリンピック競技大会、アジア競技大会及び種目別世界選手権大会とする。

添付書類：別紙

部外における運動競技会への参加の範囲

- 1 全日本（全国）社会人競技大会
- 2 全日本実業団競技大会
- 3 （財）日本陸上競技連盟が主催しかつ出場資格が限定されているマラソン競技
- 4 次に掲げる全日本（全国）競技大会
  - (1) 全自衛隊大会
  - (2) 日本スポーツマスターズ
  - (3) 全国都道府県対抗男子（女子）駅伝大会
  - (4) ラグビー全国クラブ大会
  - (5) サッカー全国地域リーグ決勝大会
  - (6) バレーボール日本産業人男女全国優勝大会
  - (7) 全国都市対抗野球大会
  - (8) 全日本都市対抗テニス大会
  - (9) 全日本東西対抗剣道大会
  - (10) 少林寺拳法全国大会
  - (11) 全日本合気道演武大会
  - (12) 宮様スキー大会国際競技会
  - (13) 明治神宮奉納全国弓道大会
- 5 その他上記に準ずる競技会で人事教育局長が公務での参加が適当と認めるもの